

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
4月7日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

○公告

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 四

公共測量の実施の終了 (二件) (監理課) 四



山口県告示第百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年四月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年四月七日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社
- 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所(光エリア)
- 所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /分)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年
六一一ホ	三〇〇	令和五、 五、一五	令和五、 七、三〇	令和五、 八、一
備考 「六一一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する湿式集じん施設をいう。				連 続 二 四 時 間 間 隔 一 日 当 た り の 使 用 時 間 変 動 の 概 要 変 動 な し

防府市大字浜方字大浜二ノ栢五三二の九地先から同市同大字字大浜三ノ栢五三四の七〇地先まで		新	旧
最狭	最狭	二一七・〇五	二一六・〇〇
最広	最広	二九・六	二九・六

道路の種類 県道
 路線名 佐々並町絵美東線
 道路の区域

美祢市美東町長田字迫一六二四の一 地先から同市美東町長田字刈畑一〇九一九の一 地先まで		新	旧
最狭	最狭	一〇九・〇	一〇九・〇
最広	最広	一五四・九	一〇九・〇

道路の種類 県道
 路線名 下松新南陽線
 道路の区域

下松市望町五丁目四八五の六地先から同市大字末武中宇鳥越一一三四の五地先まで		新	旧
最狭	最狭	七五七・二	七五七・二
最広	最広	七五七・二	七五七・二

山口県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
佐々並町絵美東線	美祢市美東町長田字迫一六二四の一 地先から同市美東町長田字刈畑一〇九一九の一 地先まで	令和五年四月八日



(六四) 土地改良事業の工事が完了しました。

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和五年四月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業

二 工事が完了の時期

令和五年一月二十七日

(六五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周防大島町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年四月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

二 作業の地域

周防大島町

三 作業の期間

令和四年六月二十九日から令和五年三月十七日まで

(六六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和四年七月六日から令和五年三月十日まで

令和五年四月七日印刷

発行人所

山口県知事庁